目次

第1章 目的(第1条—第8条)

第2章 大学院の組織(第9条―第13条)

第3章 修業年限及び在学期間(第14条・第15条)

第4章 学年、学期及び休業日(第16条―第18条)

第5章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法(第19条一第25条)

第6章 課程の修了要件(第26条・第27条)

第7章 学位(第28条)

第8章 入学、休学、復学、留学、退学、除籍、再入学及び転入学(第29条―第40条)

第9章 表彰、懲戒(第41条—第43条)

第10章 授業料その他の納入金(第44条―第46条)

第11章 科目等履修生、聴講生・特別聴講生、外国人留学生及び研究生(第47条―第50条) 第1章 目的

(趣旨)

第1条 この学則は、<u>公立千歳科学技術大学学則(以下「本学学則」という。)第6条</u>の規定に基づき、公立 千歳科学技術大学大学院(以下「大学院」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 大学院は、専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うとともに学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

- 第3条 大学院は、その教育水準の向上を図り<u>前条</u>の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行うものとする。
- 2 前項の自己点検・評価の項目及びその実施体制については、別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第4条 大学院の課程の目的、教育内容・方法については、その教育水準の向上を図るため、授業及び研究 指導の内容等の改善を図る組織的な研修及び研究を実施する。

(スタッフ・ディベロップメント)

第5条 大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学教職員に必要な知識及び技能を 習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修及びその他必要な取り組みを実施 する。

(研究科)

第6条 本大学院に理工学研究科(以下、「研究科」という。)を置く。

(課程)

第7条 研究科に置く課程は、博士課程とする。

- 2 博士課程は、これを前期2年の課程と後期3年の課程に区分し、前期の課程は、これを修士課程として扱う(以下「博士前期課程」という。)。
- 3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性 を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
- 4 後期の課程(以下「博士後期課程」という。)は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、また、その他の高度の専門的な業務に従事するのに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻及び収容定員)

第8条 研究科に置く専攻並びに入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
理工学専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	60人	120人	3人	9人

- 2 博士前期課程に教育研究上必要な場合は、履修上のコースを置くことができる。
- 3 コースについて必要な事項は別に定める。

第2章 大学院の組織

(研究科長)

第9条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長の任期、選出方法等は別に定める。
- 3 研究科長は、学長、副学長の命を受け、大学院の学事をつかさどる。 (研究科委員会)
- 第10条 本大学院に研究科委員会を置く。

(研究科委員会の組織)

第11条 研究科委員会は、学長及び専任教員をもって組織する。なお、その他の教職員を加えることができる。

(研究科委員会の職務)

- 第12条 研究科委員会は学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。
  - (1) 学生の入学及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) <u>前号</u>に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、<u>前項</u>に規定するもののほか、学長がつかさどる学事に関する事項について審議し、学 長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 第13条 研究科委員会に関する細則は別に定める。

第3章 修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

- 第14条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第15条 博士前期課程の在学期間は4年、博士後期課程の在学期間は6年とし、これを超えて在学すること はできない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 本大学院の学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学期)

- 第17条 学年を次の学期に分ける。
  - (1) 春学期 4月1日~9月30日
  - (2) 秋学期 10月1日~翌年3月31日
- 2 必要がある場合には、学長は前項の各学期の期日を臨時に変更することができる。

(休業日)

- 第18条 休業日を次のとおりとする。
  - (1) 日曜日
  - (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める日
  - (3) 土曜日
  - (4) 春季休業(2月下旬~3月31日)
  - (5) 夏季休業(8月上旬~9月30日)
  - (6) 冬季休業(12月下旬~翌年1月上旬)
- 2 必要がある場合には、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 <u>第1項</u>に規定するもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法

(教育方法)

- 第19条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」といい、これに当たる教員を「指導教員」という。)によって行う。
- 2 授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。
- 3 <u>前項</u>に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該 授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 <u>第1項</u>に定める授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎等以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

- 第20条 授業科目の単位数は、次の基準によって計算し、15週の授業をもって1単位とする。
  - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間を原則とする。
  - (2) 実験、実習等については、30時間から45時間を原則とする。
  - (3) <u>前2号</u>の規定にかかわらず、演習及び研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して 単位を授与することが適当と認められた場合に、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるこ とができる。

(授業科目)

- 第21条 研究科における授業科目及び単位数並びに研究指導については、<u>別表1</u>のとおりとする。 (指導教員)
- 第22条 入学を許可された者には、研究科長がそれぞれ指導教員を定める。 (履修計画の提出)
- 第23条 学生は指導教員の指示を受け、指定された期日までに履修計画を研究科長に提出しなければならない。なお、必要と認められる場合は、指導教員の承諾を得て履修計画を変更することができる。 (履修の方法)
- 第24条 履修方法の細部については、別に定める。
- 2 学長が、教育研究上有益と認めるときは、別の定めに基づき他大学大学院又は研究所等と予め協議の 上、当該他大学院等の授業科目を履修させることができる。ただし、博士前期課程においては、その期間を1年以内とする。
- 3 <u>前項</u>の規定により履修した授業科目の単位は10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したもの とみなすことができる。
- 4 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履 修し修了することを希望した際は、その計画的な履修を認めることができる。なお、本項に関して必要 な事項については、別に定める。

(科目履修の認定)

- 第25条 授業科目の履修の認定は、学期末又は学年末に試験又は研究報告によって行い、その方法は、授業科目を担当する教員が定める。
- 2 学業成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種類で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。
- 3 試験等の成績により、合格と認定された者には、所定の単位を与える。 第6章 課程の修了要件

(課程の修了要件)

- 第26条 本大学院の課程修了の要件は、次のとおりとする。
- 2 博士前期課程に2年以上在学し、定められている所要科目30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士後期課程の修了要件は、その課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を 提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた 業績を上げた者で、<u>次の各号</u>に該当する者については、その<u>各号</u>に定める期間を在学すれば足りるもの とする。
  - (1) 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として修士課程を修了した者については、その修士課程の在学期間を含めて3年以上
  - (2) 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第17条第1項本文の規定により、修士課程を修了した者、又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、本大学院の入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者については、1年以上
- 4 学位論文の審査及び最終試験については、<u>公立千歳科学技術大学学位規程(以下「学位規程」という。</u>) の定めるところによる。
- 第27条 本大学院の課程修了の認定は、研究科委員会の意見を参酌して学長が決定する。 第7章 学位

(学位)

- 第28条 本大学院の課程を修了した者は、<u>学位規程</u>の定めるところにより、修士(理工学)及び博士(理工学)の学位を授与する。
- 2 その他学位に関する事項は、<u>学位規程</u>の定めるところによる。 第8章 入学、休学、復学、留学、退学、除籍、再入学及び転入学 (入学の時期)
- 第29条 入学の時期は学年の始めとする。
- 2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、理工学研究科の入学時期は、<u>第17条</u>に定める各学期とする。 (入学の資格)
- 第30条 本大学院に入学できる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び同法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に定められた者(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)とする。 (入学出願)

第31条 入学を志願する者は、<u>別表2</u>に定める入学検定料を添えて、所定の入学願書を提出しなければならない。

(選考)

第32条 入学志願者について、別に定めるところにより入学者の選考を行う。

(入学手続及び許可)

- 第33条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期間内に所定の入学手続きをしなければならない。
- 2 学長は<u>前項</u>の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

- 第34条 入学を許可された者は、保証人を立て、かつ、誓約書を提出しなければならない。
- 2 保証人は父母又はその親族若しくはこれに準ずる者でなければならない。
- 3 保証人が氏名を改め、又は転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
- 4 保証人が死亡その他の事由でその責務を果たし得ないときは、新たに保証人を選定し、改めて誓約書を提出しなければならない。

(休学)

- 第35条 疾病その他やむを得ない事由のため、2箇月以上就学できない場合は、保証人連署の上、休学願を 提出し、学長の許可を得て必要な期間を休学することができる。この場合、休学の事由が病気であると きは、医師の診断書を添付しなければならない。
- 2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は研究科委員会の議を経て、休 学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間を延長することができる。
- 4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学の期間は、<u>第14条</u>の修業年限に算入しない。 (復学)
- 第36条 休学の期間中であっても、その事由が消滅したときは、速やかに復学願を提出し、学長の許可を 得なければならない。

(留学)

- 第37条 本大学院が教育上有益と認めたときは、休学することなく外国の大学院等に留学することを許可することができる。ただし、留学を志願しようとする者は、学長の許可を要する。
- 2 留学期間は、1年間に限り第14条に規定する修業年限に算入する。
- 3 留学中に修得した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認定することができる。

(退学)

第38条 疾病その他の事由により、退学しようとする者は、保証人連署のうえ理由を明らかにし、退学届を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第39条 <u>次の各号</u>の一に該当する者は、学長が除籍する。ただし、学長は、研究科委員会の意見を参酌するものとする。
  - (1) 第15条に規定する在学期間を超えた者
  - (2) 第35条第4項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
  - (3) 死亡又は長期行方不明の者
  - (4) 授業料等を所定の期日までに納入せず、督促してもなお納入しない者

(再入学及び転入学)

- 第40条 本大学院を退学した者又は<u>第39条第4号</u>の規定により除籍となった者が再入学を志願したとき、又は他大学院の学生が本大学院に転入学を志願したときは、選考を行うものとする。選考の結果を踏まえ、学長は、研究科委員会の意見を参酌し、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。
- 2 <u>前項</u>の規定により、再入学及び転入学を許可された者の既修得単位と在学期間の取扱いについては、研 究科委員会の意見を参酌して学長が定める。

第9章 表彰、懲戒

(善行表彰)

第41条 本大学院の学生として善行のあった者は、学長がこれを表彰することができる。

第42条 本大学院の在学中、成績、人物、健康に優れた者は、学長がこれを表彰することができる。 (懲戒)

- 第43条 学長は、次の各号に一に該当する者に限り、懲戒処分を行うことができる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他大学院生としての本分に著しく反する者
- 2 前項の懲戒の種類及び手続等、懲戒処分に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 授業料その他の納入金

(授業料その他の納入金)

- 第44条 授業料その他の納入金については、<u>次の各号</u>の定めるところにより、それぞれ納入しなければならない。
  - (1) 本学に在学する者は、授業料
  - (2) 本学に入学する者は、入学料
  - (3) 本学に入学を志願する者は、入学検定料
- 2 授業料その他納入金の金額は、別表2のとおりとする。
- 3 <u>第1項第1号</u>に規定する授業料(以下、「授業料」という。)は、春学期及び秋学期の2回に分けて納入するものとする。ただし、春学期及び秋学期の授業料を、春学期に一括して納入することは妨げない。
- 4 学年の途中で復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納入しなければならない。
- 5 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納入するものとする。
- 6 <u>第1項</u>から<u>第5項</u>に定めものの他、授業料その他納入金の納入について必要な事項は、別に定める。 (授業料の免除及び徴収の猶予)
- 第45条 経済的事由により、授業料の納入が困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合、又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(授業料の金額の変更)

第46条 在学中、授業料の金額について変更があった場合には、新たに定められた金額を納めるものとする。

第11章 科目等履修生、聴講生・特別聴講生、外国人留学生及び研究生 (科目等履修生)

- 第47条 本大学院の学生以外の者で本大学院の授業科目の一部を履修することを希望する者がいるときは、教育研究上支障がない限り、科目等履修生としてこれを許可することができる。
- 2 科目等履修生となることができる者は、<u>次の各号</u>の一に該当する者でその学力を考査し、履修する科目 を理解するに足りる学力があると学長が認めた者に限るものとする。ただし、学長は、研究科委員会の 意見を参酌するものとする。
  - (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
  - (2) 前号と同等以上の学力があると認められた者
- 3 科目等履修生には<u>本学学則</u>を準用する。ただし、科目履修生として在学した期間は<u>第26条</u>に定める在学期間として換算することはできない。
- 4 科目等履修生には第25条の定めにより所定の単位を与える。
- 5 科目等履修生を希望する者の手続き並びに入学検定料、入学料及び授業料については別に定める。 (聴講生、特別聴講生)
- 第48条 特定の学科目の聴講を志願する者があるとき学長は、その学力を考査し、聴講を許可することができる。ただし、学長は、研究科委員会の意見を参酌するものとする。
- 2 聴講生を志願することができる者は、<u>次の各号</u>の一に該当する者とする。
  - (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
  - (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者
- 3 聴講生を志願する者の手続き並びに入学検定料、入学料及び授業料については別に定める。
- 4 本大学院は、他大学大学院との協議に基づき、他大学大学院の学生で本大学院の授業科目を履修する者を特別聴講生として受け入れることができる。この特別聴講生については、別に定める。 (外国人留学生)
- 第49条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があると き学長は、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。ただし、学長は、研究科委員 会の意見を参酌するものとする。

(研究生)

- 第50条 本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるとき学長は、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。ただし、学長は、研究科委員会の意見を参酌するものとする。
- 2 研究生として志願することのできる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生については、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者にかかる授業科目、履修方法、卒業要件、その他履修等に関しては、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行に伴い、必要な経過措置は、学長が定める。

附 則(令和2年4月1日千大規第2号)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和2年4月1日以降に入学する者から適用し、令和2年3月31日に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月1日千大規第2号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日千大規第2号)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和4年4月1日以降に入学する者から適用し、令和4年3月31日に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則(令和5年4月1日千大規第2号)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和5年4月1日以降に入学する者から適用し、令和5年3月31日に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則(令和7年4月1日千大規第2号)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和7年4月1日以降に入学する者から適用し、令和7年3月31日に在籍する者は、なお従前の例による。

## 別表1(第21条関係)

大学院における授業科目及び単位数並びに研究指導

〈博士前期課程〉

科目群	科目名	単位数	備考欄
【グローバルサイエン ス科目】	English Presentation Skill	2	選択科目 2科目3単位以上
	English for Scientists and Engineers	2	
	Math and Science in English	2	
	Global College	1	
【アントレプレナー科	技術経営特論	2	選択科目
目】	産業財産権特論	2	1科目2単位以上
【専門科目】	バイオテクノロジー特論	2	選択科目
	物質構造解析特論	2	3科目6単位以上
	高分子物性特論	2	
	物性物理学特論	2	
	量子エレクトロニクス特論	2	
	光物性特論	2	
	先端集積回路特論	2	
	エレクトロニクス特論	2	
	情報伝送特論	2	
	電機情報工学特論	2	
	情報技術応用特論	2	
	データ活用特論	2	
	シミュレーション工学特論	2	
	人間工学特論	2	
	先端無機化学特論	2	
I	<b>l</b> 6 / 7		

	生命情報特論 ソフトウェア理論特論 機械学習特論 画像工学特論	2 2 2 2	
【実験実習科目】	DXプロジェクト	2	選択科目 1科目2単位
【理工学研究科目】	理工学特別演習 I 理工学特別演習 II 理工学特別演習 III 理工学特別研究 I 理工学特別研究 II 理工学特別研究 III	2 2 2 3 3 3	必修科目 6科目15単位

※合計30単位以上が修了要件

〈博士後期課程〉

科目名	備考欄
理工学特定研究(研究指導)	修了要件 学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格すること

別表2(第31条、第44条関係) 検定料

(単位:円)

区分	金額	備考
検定料	30,000	

入学料、授業料の納入額

(単位:円)

入学料	市内者	141, 000
	市外者	282, 000

- 1. 市内者とは、入学の日の属する月の初日において、本人又は保護者(親権者又は未成年後見人)が引き続き1年以上千歳市に住所を有し、入学後も引き続き住所を有する見込の者をいう。
- 2. 市外者とは、市内者以外の者をいう。

(単位:円)

経費	春学期納入額	秋学期納入額	備考
授業料	267, 900円	267, 900円	

1. その他諸会費等については、別に定める。